

## 総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《平野区》

■日 時：平成28年12月22日(日) 18:30～20:28

■場 所：平野区民ホール

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

稲嶺平野区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶とご説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

(手向副首都推進局長)

副首都推進局長の手向でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

きょうはですね、この雨が降ってる中、皆さん来られるの大変やっと思いますけれども、総合区と特別区に関する意見募集・説明会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長からこの説明会を開催するに至りました背景ですとか大阪の改革の必要性といったことについてスライドを用いた説明がございますので、私から簡単に説明会の趣旨というものだけ説明させていただきたいと思っております。

今、大阪府と大阪市では、この大阪を副首都としていこうということでの取り組みを進めております。そして、その副首都にふさわしい行政機構というのがどのような形のものが市民の皆様方にとって、そしてこの大阪の発展にとってふさわしいかということを検討してまいりますために、大阪府と大阪府で共同の組織として副首都推進局というのが設置されております。この組織において大都市制度について検討しているところでございます。この総合区と特別区についての制度検討を深めてまいりますために、市民の皆様から直接両制度に関するご意見をお伺いすることによって、今後の制度づくりに反映させていきたいというふうに考えているところでございます。

今回の説明会は、これは大阪市が行政として開催するものでございますので、今の時点でどちらの制度がすぐれているかといったことや、皆様にどちらかの制度をこの場で選んでくださいといった趣旨のものではございません。また、制度と関係のないご発言であり

ますとか政治的な主張といったものにつきましてはこの会の趣旨にふさわしくございませんので、この場での発言としてはご遠慮いただきたいと思います。説明につきましてはできるだけわかりやすいように努めてまいりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

(司会)

続きまして、稲嶺平野区長よりご挨拶申し上げます。

(稲嶺平野区長)

皆様、こんばんは。ただいまご紹介いただきました平野区長の稲嶺でございます。

本日は年末の大変お忙しい中、また足元のお悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。平素は平野区政、大阪市政に各般のご協力、ご理解賜っておりますことを、この場をおかりいたしまして改めて御礼申し上げます。

さて、平野区におきましては多世代交流というキーワードを用いまして、いろいろな世代の人が交流することによって安心して安全なまちができるのではということで取り組んでおります。また、皆様方からの意見を取り入れるということで、ニア・イズ・ベターの観点のもとから区政会議などでご意見を頂戴しながら区政を進めているところでございます。平野区の将来ビジョンというのがございまして、皆様よくご存じのことかと思っておりますけれども、人と人がつながり支え合うまち、子どもから高齢者まで全ての人の笑顔が輝くまちということでございます。平野区は20万人というたくさん、24区中一番の人口を擁しております、お年寄りの方もおられますし、小さな子どもたちもいます。最近の課題といたしましては、子どもの貧困問題ということが日本全国で叫ばれておりまして、また大阪市でもしっかり対策をとるということで取り組んでいるところでございます。平野区におきましては小学校、それから中学校、高校、切れ目ない部分で支援をしていこうということを実践しておりまして、小学校でいきますと学力サポート事業、なかなか学習が難しい子どもたち、苦手科目などにつきまして各小学校にサポーターを派遣して子どもの勉強をしっかりサポートしていこうという取り組みを行っておりますし、また中学校になりますと不登校の子どもたちがたくさんおりますので、子どもの生きる力支援事業というのをやっております。また、高校になりますと、これは今年度から進めておるんですけれども、高校中退といったことが社会問題化しておりますので、高校中退を防止してしっかり卒業していただく、それから自立に結びつくようなサポートということで、青春生活応援事業というタイトルをつけましてことしから取り組んでいるところでございます。こういった形でいろんな形で取り組んでおるんですけれども、きょうは総合区、特別区といったテーマで皆様方のご意見も頂戴しながら、ともに今後の区のあり方などを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料

に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。きょうはですね、本当に12月の非常に寒いときに、しかも外は雨が降ってる中、皆さんこの説明会に参加してくださいまして本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

きょうは制度の説明です。ちょっとわかりにくいところあるかもわかりませんが、できるだけわかりやすくお話ししたいと思います。先ほど区長からもありましたけど、大阪で子どもの貧困対策というのをしっかり取り組んでるんですけど、そういった個々の具体的な政策であればわかりやすいんですけども、ちょっと制度というとな、何、わかりにくいと思われるかもしれません。でも実はそういった一つ一つの政策というのはそういった制度のもとに組織があって、そして立案していきますので、その組織、制度のあり方というのは物すごく皆さんにとって大事なことだと思っております。ですので今24区全部回ってですね、大阪が今抱えてる課題、そしてそれに対してどう対処していくべきなのか、どういった大都市の制度があるのか、そんなところを皆さんにお話ししたいなと思います。

まずちょっとだけ振り返っていただきたいんですけども、去年の5月17日です。特別区を設置するいわゆる特別区設置の住民投票を行いました。目的としては2つ。1つはここに住民自治を拡充しようとして書いてますけれども、住民の皆さんの身近なところで決定できる仕組みをつくっていきましょう。大阪市を5つの特別区に再編して、区長を選挙で選んで、皆さんの身近なところで決定できる人を生み出そうよということが1つの目的でした。そしてもう一つは、大阪市と大阪府で二重になってる二重行政を、これはちょっと効率悪いよね、一元化していきましょうというその2つの大きな目的で5月17日に住民投票を行いました。結果は皆さんご承知のとおり賛成が69万、反対が70万、0.8ポイント差ですけども反対多数となって否決になりました。ですので現在、特別区の案というのは、具体的な案はありません。ただ、そんな中、ただ大阪の課題というのは解決されてないよねということで、私も、ここにいる松井知事も去年の11月に大阪の大都市の改革をもう一度やらせてほしい、特別区を修正する案をもう一回つくらせてほしいということを皆さんにお訴えをする、そんな選挙をやりました。それで今ですね、私と松井知事が大阪の課題に向けた取り組みを進めていこうよということで、今着実に進めていってるところであります。

大阪、何が問題なのということなんですけれども、1つは大きくは人口減少、そして超高齢化が進んでるということです。もう一つは東京一極集中が進んで大阪が低迷している。これに対する処方箋というのをしっかり考えてつくり上げていかなきゃいけないんじゃないんですかということです。まさに東西の二極の一極を担う副首都と言われるような、そんな豊かな大阪を実現していくべきじゃないのかと。これが目指すべき像です。じゃ、そ

のために何が必要なんですかというときに、大都市の再生を図って、そして日本をまさに成長、牽引していく、そんなことを大阪はやらなきゃいけないんじゃないのか、大阪はそういう力があるんじゃないか、そのために何が必要なんですかという問題意識です。必要な都市機能を強化して、大阪府と大阪市の二重行政の解消。そして一元化して、今東京では小池さん頑張ってますけれども、まさに一元化した1人のリーダーで進めていく必要が大きな成長という意味ではあるんじゃないんですかというのが1つの問題意識です。そしてもう一つは住民自治の拡充です。超高齢化社会、人口減少に入ってきます。そんな中で当然働き手は少なくなりますから財源も限られてきます。天からお金が降ってくるわけではない。そうであれば、その財源をいかに適切に使っていくのか。そのためには住民の皆さんの身近なところでそういったお金の使い方を決定できる仕組みをつくっていかなくちゃいけないんじゃないんですかというまさに住民自治の拡充という2つ目の大きな課題が大阪にあると思っています。

これは今の人口の動向です。一番上が東京ですね。そしてこの赤が大阪府、そして緑が愛知県です。見てもらったらわかるんですが、東京も愛知も少し下がる傾向にあります。大阪の下がり幅が非常に大きいんです。もともと大阪というのはこういった形で人口横ばいになってますので、逆にどういうことかということ、高齢化が進みながら人口が減少していくと、まさにそんなのが大阪の今の実態です。これ時間軸なんですけれども、1965年、そしてこれが今、そしてこれが2040年ですのでかなり長い単位で見たらこういった傾向にあるという状況です。こちらはもっと如実にあらわれてるんですが、これは大阪府を単位にして見たときです。この赤が大阪市、人口こういうふうになっていきますね。名古屋市がほぼ横ばいです。上が横浜市。こういうふうが増えていってますけど、下がっても知れてる。大阪府がかなり右肩下がりの状況になっていることが予測されてます。これじゃいかんだろうということで、私自身も大阪市政をする中で、多くの人々が大阪に魅力を感じて大阪に住みたいと言えるようなまちを目指して今やっています。ただ、大きな傾向で見ればこういった傾向にあるというのは事実だと思います。

これは経済の規模です。一番上が東京都。全国に占める経済規模の割合。東京が18%とあります。下が愛知と神奈川ですね。大阪府はどうかといえば、かつて1960年代ですけども、ここにありましたけれども、右肩に下がっていく。もっと如実なのが大阪府域です。横浜市、名古屋市、大阪市。完全に右肩下がりの状況になってる。長い目で見たらこの大阪府というのは人口の減少が大きい、高齢化が大きい、そして経済の規模は右肩下がりに下がっていったら、これが今の大阪府の特に市内の現状です。

大企業どうなってるのということなんですけれども、大企業が増えてるか減ってるかというグラフです。東京都、神奈川、546、231ということで増えてますが、大阪府は減ってってます。259。さらに大阪府で見ますとマイナス230。ほとんどが大阪府の大企業が東京都に行ったり、あるいはそのまま減少したりという形です。名古屋は減ってますけどそんなに大きくない。つまり大阪府にある大企業が流出し、あるいは減少してるというのがこの大阪府のこれまでの長い目で見たら現状という状況です。大企業がやっぱり納税して、そして税収が上がりますので。税収があって初めて福祉とか医療を充実させることができますので、こういった経済活動というのは非常に住民サービスを充実させる上でも大事だと思います。

じゃ、その大阪で見たときに、その大阪の経済を成長させられるような状況になっているのか、そういった戦略を組めるような体制に行政がなっているのかということなんです。それはなかなか実はなっていないという現状があります。ここが大阪市域です。で、この青の濃いところ、濃いければ濃いほど事業所が集積してる。会社とか工場が集まっているということですね。色が薄くなればなるほど事業所がないと。大阪で見たときに、これ大阪全体ですけれども、こっちの南河内のほうであったりこっちの能勢のほうであったり、北側のほうは確かにないんですけれども、ただ、それ以外に事業所というのは大阪市域を越えてどんどん広がっていったという状況です。過去の歴史を見れば、大阪市を中心にして大阪は発展してきました。しかしながら、それがどんどん外に広がっていったというのが今の現状です。そんな中で、じゃ、役所ってどうなってるのといえ、この大阪全体の経済の成長について、大阪市の中については大阪市長がし、そして大阪全体については大阪府知事がするという事になってます。まさにここは二重に重なり合ってる。非常に狭いエリアの中で府と市が広域行政を二重にやっているとというのが今の大阪の現状です。ちなみに皆さん大阪府といえ、大きいと思われるかもしれませんが、実は47都道府県の中で下から2番目に小さい都道府県なんです。非常に小さい。大阪市も広域の成長戦略というので見たときには、この面積というのは、全国の政令指定都市20あるんですけど、下から4番目に小さい。つまり非常に小さい大阪市と大阪府、経済成長という意味で見れば非常に小さいこの2つが二重に重なり合って一生懸命やっているとというのがこれまでの大阪の状況です。そして今の現状です。

じゃ、それほったらかしにしていいのといえ、そうじゃないというのが今の松井知事と僕の考え方であり、その前の橋下市長と松井知事の考え方です。大阪を成長させていくためには、大阪市と大阪府が1つになって成長戦略も立てて、それを実行していくことが大阪全体の成長にもつながり、もちろん大阪市域は大阪府のど真ん中ですから大阪府の成長にもつながる。そこで縄張り争いとか権限争いというのはやめたほうが全部にとって成長につながりますよねという価値観のもとでさまざまな政策をやっています。ここにありますように大阪の成長戦略であったりグランドデザイン・大阪、大阪をどういったまちづくりにしていこうとか、あるいは大阪の観光戦略とか、災害、津波対策もそうですね。これも大和川を隔てて津波の種類は変わりませんから、そういった防潮堤とかについてもしっかり大阪市、大阪府共同で対策を練っていこうと。あるいは観光についても大阪市と大阪府合わせた大阪観光局というのを今つくって国内から国外から大阪のよさをアピールして、今どんどん来てもらっています。今全国で一番海外の方の観光客の伸び率が高いのが大阪です。いろんな大阪市と大阪府のこれまでの二重にやっていると、もうそれはやめようよということで、今は一体になって進めていっています。

これはその1つの例なんですけれども、道路です。高速道路。都市が成長するときに必要な高速道路というのは環状線なんです。環状高速道路。これが非常に重要になります。東京には何重も環状高速道路があるんですけれども、要は例えば外から入ってきたときに、このど真ん中に全部が集まったら完全に交通渋滞も巻き起こしますし、都市機能が低下しますので、例えば港を出たのがこっち側に抜けていくとか、こっちから来たものがこっちに抜けていくとかですね、そういった環状道路というのは都市のまちづくりに非常に重要になってきます。大阪も当然、日本で2番目の経済都市なんだから環状道路も充実して

るでしょう、充実してるはずじゃないですかと言われてみると、いや実は全然それは充実されてない。環状線、大阪市内の環状線ありますけれども、これだけ。ここも皆さん阿波座とかでいつも渋滞ですとかよくラジオとかテレビでやってるじゃないですか。あれは結局外から、湾岸から入ってきたような物流とかそういったものが全部大阪市内に入ってきてちゃいますので、全然都市計画というのがなかなか、大きな意味での都市計画というのが見えてない状況になっていました。何でかていうと、ここ大阪と大阪府それぞれが司令塔がいますので、ですので最適という計画がなかなか立てられなかったんです。これはあくまでも例ですけども、淀川左岸線がそうです。これについては、ここができれば環状道路ができ上がるということなんです、これは全然着手されてきませんでした。なぜかという、これは北区から入って、そして門真に抜けていくんですね。これができたら環状を使っているところに行けるようになるわけですけども、これが進んでない。何でかという、これは市長の判断だけでもできないんです。門真のほうに抜けていきますのでね。じゃ、知事がこれやりたいと言ってもできないです。市内のことですから。豊崎の。そういった中で、縄張り争いがある中ではなかなかこれが全く進んできませんでしたが、松井知事と橋下市長、そして僕になってですね、これは絶対要る道路だろうということで、同じ方向を向いてこれをやりましょうということで、現に役所も動かして都市計画の決定も出て、そして府と市が同じ方向を向いてるから、国に対してちゃんとこれは補助つけてくださいよというのをやって、国も事業決定というのをやりました。ですのでこれはこれから動き出します。これはあくまでも一例ですけども、大阪の全体の成長というのを考えたときに、やっぱり大阪と大阪府がそれぞれ二重行政であったり縄張り争い、これまで府市合わせ（不幸せ）と言われることも多かったですけども、そういった状態を続けたらなかなか大阪市域も含めて全体の成長というのは図りにくいんじゃないんですかという問題意識です。この大阪の成長というのは、当然これが成長することでにぎわいできて、そして税収も増えてということですから、それで初めてやっぱり行政サービスというの充実する。財源が生まれますので、充実されるんだろうというふうに考えています。

もう一つ、この住民自治の拡充についてです。これについてはですね、例えばですけども児童虐待についてです。児童虐待いろいろ報道されてますが、非常に増えてます。ここ10年ぐらいです、大阪市の相談件数ですけども、700件から4,500件、約7倍ぐらいに増えてます。ですので児童相談所、2つ目の児童相談所を南部、平野にもつくりましたけれども、さらに北部にもいろいろというふうなことで今進めていってます。

これは待機児童です。待機児童についてもそうなんですけども、実は大阪市内でも皆さんに必要な住民サービスというのはエリアによってやっぱり色合いが変わってきてます。大阪市内全部一律じゃないですね。だから皆さんの身近な意見が届く仕組みというのが必要だろうと思ってます。これはあくまでも例です。例えば西区であれば非常に待機児童が多いんですね。一方ここ平野区であれば待機児童はゼロとなっています。待機児童はカウンターの仕方があって、僕はゼロとは思ってないですけど、傾向で見てください。傾向で見てもらったらそうです。平野区、東住吉区、ほとんどないという状況ですけども、非常に多いのは西区とかですね、城東なんかも多いですね。北区も多い。天王寺も多いです。です、エリアによって求められるものというのが変わってきてる。限られた財源の中で

皆さんに必要なものというのをできるだけ近いところで決定できる仕組みというのをつくっていかないといけないんじゃないかという問題意識です。

大阪市の人口どのぐらいなんですか、住民の皆さんに身近なサービスをする上で本当に最適ですかというところなんですけれども、そうじゃないだろうと思ってます。大阪市民は270万人です。それにおいて市長1人。じゃ、これ都道府県でいうとどのぐらいですかというと、広島県とか京都府とかと同じぐらいです。じゃ、それって本当に、市町村というのは住民の皆さんに身近なことをするのが本来市町村の役割ですから、じゃ、その身近なことをするというのがちゃんと果たせてるのということについて国でもいろいろ議論されてます。ここに書いてあるのは大阪市が言ったことでも大阪府が言ったことでもありません。国が言ってることです。どう言ってるか。役所の組織がやっぱり大規模化する傾向がありますね、大都市は。それからカバーするサービスの範囲が非常に広いですね。結果、個々の住民と、個々の住民と遠くなる、役所が遠くなる傾向がありますね、これは問題ですよというのを国でも言われてます。これはまさに大都市大阪に当てはまることだろうと思います。

じゃ、そのために何もしてないのといえはそうじゃなくて、区長に、今の区長にできるだけ権限を持ってもらおう。できるだけ決定できる仕組みというのをつくっていこうというのを今やっています。権限、財源はできるだけ区長に持ってもらおう。そして区長をですね、局長よりも上位の格付けにしていこうと。皆さん局長と聞かれてハテナがつくかもわかりませんが、大阪市の組織ってどうなってるかという、市長がいて、副市長が3人いて、その下に局長というのが大体20人から30人いて、その局長というのは中之島の市役所の本庁にいます。僕もずっと、きょうもやってきましたけど、そういった局長と色々なやりとりをして政策の決定をしています。で、その局長の下に理事という人たちがいる。これが大体60人から70人ぐらい。その下に部長が200人から300人ぐらいいる。実はこれまでの区長というのは部長の位置づけだったんです。それはやっぱり違うだろうというので、それでは全然権限も何もないし、権限も増やしていこうよというので局長よりも上の格付けに持っていく。区長がいろいろ決定できるような仕組みをやりましょうというので今やっています。人材についても、いろんな人材が区長になれるようにしていこうと。要は順送りの人事じゃなくて、例えば民間の皆さんの感覚を区役所に持ってきて、そしてサービスをよくしていくとか、あるいはその役所の内部の職員でも単に順送りじゃなくて自分で手を挙げて、区政をやりたいんだという意欲と能力のある人になってもらう。そういった人を内部も外部もあわせて公募して、そこから最も最適な人を区長に選んでいます。今、先ほど区長の挨拶ありましたけれども、区長は内部からですけども、区長をやりたいということで手を挙げていただいて、それでまあいろんな審査を今やってもらってるという状況です。だから順送りの人事とかはやめよう。それぐらい区長というのは大事な立場なんだというので今進めていっています。それから区政会議とか区役所の中でも区民の皆さんにいろいろ参加できる仕組みというのをつくっていこうよというのでやっています。

結果ですね、それぞれの区でいろんな取り組みが出てきました。これまで数年はほとんど考えられなかったようなことですけど、区長がいろんな取り組みを率先してやると。先ほど区長からもありました、平野区の取り組みも当然やってる。あわせて、全然違う方向でいうと、旭区でいえば、旭区のバス運行事業ができたりとか、西成区でいくとプレーパ

ーク事業といって廃校を利用してですね、子どもの遊び場をつくろうよというのをやったりもしています。こういった区長がいろんな自分の判断でですね、この区に必要なものは何だろうと考えて取り組みできるようなことというのを進めていっています。

これは教育についても当てはまるだろうということで、これまで教育といえば教育委員会だけがやるということが前提だったんですけども、これは違うでしょうということで、今市長と教育委員会でいろんな話し合いができる仕組みができ上がってます。これは最初に大阪市が作りしました。その後国が後追いで法律を変えて、全国的にもそういうふうになりました。区長についても、まさに区における教育について学校の先生方、校長先生といろいろ話をして、こういったことをやるべきじゃないとか、そんなことができる仕組みをつくってます。結果、例えばですけども、学校はこれまで教育委員会だけが使ってましたが、放課後あいてる時間に民間の塾の方が入ってきてもらって、そして塾代パウチャーというのをやって、そしてなかなか塾に行けないような、お金が厳しいというような家庭でも塾の勉強ができるような仕組みというのを学校を使ってやるとか、そんなこともやったりもしています。

そんなことをやってですね、やはり住民自治をもっともっと拡充していかなきゃいけないという思いでやっています。区長に権限を持たせてやっていますが、ただ、それでもまだまだ足りないだろうと。これからの大阪のことを考えたらもっと抜本的なことを、方向性はそういう方向性であっても、もっとこれはやらないといけないだろうということを考えています。そのためにですね、副首都推進本部というのを立ち上げて、その取り組み、何が必要なんだろうかということは今役所の中で議論しています。例えばですけども、先ほど申し上げた、まずは住民の皆さんに豊かな大阪で生活していただくという意味では、皆さんの身近なところで決定できる仕組みをつくっていこうよというのが僕は副首都の大きな前提の1つになると思っています。それからやはりこういうのがありますけれども副首都機能のバックアップとかですね。仮に今東京で大地震が起きて壊滅状態になったときに、日本の中核機能というのは終了します。じゃ、それに対して何か国が手だてを打ってるんですかといえば、打ってないんですね。いろんな大都市でいろいろやってもらおうと漠とした話でしかない。そうじゃなくて、やっぱりこれは大阪・関西が率先して、もし首都に何かあったときはそれにかわるような機能というのをしっかり備えていかなきゃいけないんじゃないのかな、東西の二極の一極と言われるような、そんなものを大阪が率先してみずからつくっていこうよという取り組みを今進めています。そのために大都市の制度というのも今のままでいいのか、本当に見直す必要があるんじゃないのかなということが大きな問題意識です。

そのためにどんな制度があるのかということなんですけど、皆さんにご紹介するのは2つです。総合区という制度と特別区という制度です。総合区という制度、これは大阪市は存続します。役所としての大阪市は存続します。その上で、区長に今以上に権限を与えて、総合区長と呼ばれます。これは地方自治法という法律が改正されてできました。総合区長という位置づけにしてですね、そこに大きな権限を渡していこうということです。それから、大阪市が残る以上、大阪市と大阪府の二重行政どうなるのかということについては、これはもう話し合いで解決していくべきだというそういった考え方です。今の私と松井知事が話し合いでいろいろ解決しているように、これは話し合いで解決していくべきだという



のが背景の思想。話し合いの機関をつくったりする。一方で特別区。これは役所としての大阪市は廃止です。そのかわり新しい特別区というのをつくります。そしてその特別区長を皆さんが選挙で選びます。選挙で区長を選んで、区議会を選んで、住民の皆さんに身近な医療とか教育とか福祉とか、そういったものは区長が決めていく。そして二重行政については、これはもう大阪市と大阪府、今2人並んでますけれども、これも1人に合体させて、そして都とみなされる大阪府知事がいるというようなやり方です。広域行政については一本化していくというやり方。

これはもうちょっと整理した図なんですけど、総合区、これは自治体のトップは誰ですかといえば、大阪市が残りますから当然市長です。じゃ、区長をどうやって選ぶの、総合区長をどうやって選ぶのというのは市長が選びますが、それだけ権限を、強い権限を与えますから、市議会の同意を得てやることになります。そして立場は特別職というそういった立場。一番最初に申し上げた例でいうなら副市長なんかも特別職ですけど、そこの特別職といった扱いにしてるということです。それから予算についても、予算については市長が当然いますので編成しますが、総合区長は市長に対してこういった予算にすべきじゃないかということ意見を具申するという権利が法律上与えられてるというそういった制度です。一方、特別区。これはそれ自体が自治体ですから、区長がトップです。皆さんが選挙で選びますので。それから予算についても当然区長が実行していくということになります。総合区については法律上は一つの、一部の区だけに、例えば平野区だけ総合区と法律上やろうと思えばできますが、今回皆さんに提案するのは幾つかの行政区を合区したものを提案してます。これは何でかということ、そもそも何でそれをするのというのは、やはり総合区の中で一定の組織をつくって、そして現に皆さんのいろんな要望を受けてですね、実行できる体制、仕組みというのが必要ですから、一定合区して、そして強力な組織をつくって、そして総合区に権限を与えていくというようなことを皆さんに、総合区はご提案します。詳しくはこの後職員から丁寧な説明をさせていただきたいと思います。

要はですね、これからどんどん人口減少社会が進んでいく、高齢化も進んでいく、財源も限られていく中で、どうやって住民サービスというのを充実させていくべきなのか、どうやって皆さんの身近なところで決定できる仕組みをつくっていくのか。大阪市長1人で270万都市全部これからも見ていくのか。いや、そうじゃないんじゃないのというのが1つの僕からの提案です。そしてもう一つについては、大阪市長と大阪府知事がですね、狭い範囲の中でそれぞれ、今は同じ方向を向いてますけれども、これ違う方向を向けばまたそっぽを向く。そうなったときに大阪の成長というのはやっぱりとまってしまうから、その大阪の全体の成長のあり方、意思決定のあり方がどうあるべきなのかというのを僕は考えていかなきゃいけない、そんな時期に来てるんだと思ってます。今の大阪、そして将来の大阪を考えるとときには、大都市制度改革は必要なんじゃないかというのが私の考え方です。

きょうは本当にいろんなご意見聞かせていただきたいと思います。どちらかの制度を選択してくださいという、どっちに賛成してくださいとかどっちに反対してくださいとかそんな説明会じゃありませんのでね。ですので、皆さんのいろんなご意見を聞かせていただけたらと思います。本日は本当に皆さん雨の中ありがとうございます。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。

私のほうからはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」、これに沿って説明をさせていただきます。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。まず第1部では大阪における新たな大都市制度についてご説明をします。第2部では今回取りまとめた総合区の概案について、第3部で特別区制度の概要などについて、今から30分余り頂戴して説明をさせていただきます。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充は、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは、左側、総合区の設置です。政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化して、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。こちらは、政令指定都市である大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように、大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とありますが、これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては市長の説明と重複しますので省略させていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢化社会などの課題に取り組んでいく必要があるということをお示ししております。

さらに1枚めくっていただきまして7ページの総合区制度、それから8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明をさせていただきます。

なお、7ページの一番下に点線でひとくちメモと囲んでるところがございいますが、ご参考としてところどころに用語の説明をつけておりますので、参考になさってください。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概案」についてご説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中に点線枠囲みしております概案の位置づけというところをごらんください。これから説明します総合区制度の概案は、大阪市としてこれで行きたいといった固まった案ではありません。住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ総合区の概案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。上のグレーをかけてるところをごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較というところをごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討している総合区の制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、それと2段目、区の位置づけにあるように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わりません。行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題です。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントをします。

その下に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示しておりますが、これは後ほど具体例で説明させていただきます。

次に、総合区設置で期待される効果と課題については、その下の四角で囲んでいるところをごらんください。まず左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行

うことで職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、一番下の網かけですが、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性・専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中ほど、黒い四角がついてますが事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定いたしました。まずA案（現行事務＋限定事務）とありますが、右側の欄、現在の区役所事務に加えて、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すというものです。B案（一般市並み事務）については、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府では東大阪市や高槻市などがありますが、これらの市がやっている仕事を基本に、総合区が事務を担います。わかりやすくいうと、A案よりB案、B案よりC案のほうが総合区の仕事が増えます。ただし、表の下の米印に書いてありますとおり、いずれの案においても、市全体を見渡しつつ実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定をして、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員の増加が見込まれます。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りについては今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担についてです。総合区では区役所が担う事務を今よりも増やします。真ん中の局と総合区の仕事の分担というところをごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の事務と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されると、現在、局で実施している事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分けられます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務です。例としては表の右側ですが、大阪市という1つの自治体として実施する例えば条例や

予算などの事務、そして市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤整備など、また、住民サービスの統一性や一体性が求められる事務、例えば国民健康保険のような事務については局が行うことになります。

その下の②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近にある総合区に移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の③総合区で実施については、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施いたします。

事務分担についても一度繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局が実施します。また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す事務が多くなります。

では、次に15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや、合区によって職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数は増えます。こうした増減は、ページの一番下に③総合区移行時の職員数の変化の試算結果と太い線で囲った表があります。こちらをごらんください。A案では、縦に見ていただきまして、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数が減少することを示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区では増加し、C案ではいずれの場合も現行より職員数が増加するという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印ですが、一定の仮定のもとで試算したものですので、確定した数字ではございません。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数が増え、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

次、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、真ん中の表、職員数を四角で囲んでおりますが、A案では8区と11区、B案では5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明をします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の仕事内容というところをごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す仕事を示しています。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでいますのは、現在も区役所で行っている仕事です。A案の総合区では、例えばこどもの分野、左上ですけれども、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業が総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園

事務所の業務を総合区へ移します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部について説明したいと思います。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～と書いています。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別の組織である建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、皆さんからのご要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより迅速に、またきめ細かく対応することが可能になります。なお、一番下に書いておりますとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻っていただきまして19ページをお開きください。次に、B案の総合区です。区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務の内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営や民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移します。

B案の総合区で期待される効果について、同じく20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。この中でこども・子育て支援施策の例について説明します。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策として、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側の認可保育所の設置のフロー図のとおり、現在は、中ほどの②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事となっていますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。これが図の右側、総合区になりますと、②の地域調整から③の事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただきまして、21ページをお開きください。C案の総合区です。区の数5区、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事には黒い星印をつけています。例えば、左上のこどもの分野では、児童虐待対策として、こども相談センターの運営があります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区に移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。22ページ、3つの具体例ありますけど、この中でこども相談センターについてご説明します。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携をして取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となって、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻っていただきまして23ページをお開きください。今後の検

討事項についてです。まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限などについても今後具体的に検討します。

その下の11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案については、今回お示した3案から選ぶということではなくて、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、ご参考として24ページには局で実施する事務の内容例を表で示しています。そして次の25ページから28ページには局と総合区の事務の分担の詳細を、さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを添付しています。

以上が第2部、総合区の概案についての説明です。

続きまして第3部「特別区制度」についてご説明をします。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことをごらんください。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをこの後お示ししています。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後改めて制度案の検討を進めていくことになります。

31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要です。特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む地域では、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、（2）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、右側が東京の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方でおのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会については、政令指定都市は市全体で1つの市議会が、特別区では区ごとに

それぞれ区議会が置かれます。

4 段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道や消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかイメージ図でお示しをしています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などは住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興ですとか広域的なインフラの整備というような仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同じように広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市が廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項について検討して決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を得て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) その協議会で、真ん中の太枠の中に書いております特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たって、その参考となるように、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明します。35ページをお開きください。

まず、(1) 特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区の5つの特別区を設置するとしておりました。それぞれの区のエリアは、右の欄に特別区の区域として記載しているとおりです。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にあるように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出



しに各区の名称とともにそれぞれの本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所ということにしております。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務については引き続き現在の区役所等で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆様のご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししております。まず、上から区の名称については、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、バイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区としたこと、また、3つ目の本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性や交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししております。

一番下の網かけのところに、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見を記載しています。この後の各項目ごとに当時の主な質問・意見を同じように示しておりますので、参考になさってください。

次に、37ページをお開きください。（2）特別区と大阪府の事務の分担です。真ん中の表、事務の分担（イメージ）をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育などを、またその下に示すような広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合には、右側にあるように、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる広域的な事務を担当するなど、役割を明確化することにしていました。

次に、38ページをごらんください。（3）一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たって公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険のような仕事について、5つの特別区が一部事務組合等をつくって連携して行うというふうにしておりました。

次に、（4）職員の移管（特別区の職員体制）ですが、1つ目のポツのところに米印がついておまして、近隣中核市5市をモデルとあります。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市で、これらの市の職員数をモデルとして各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事を大阪府に移すことに伴って必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するというふうにしておりました。

次に、39ページをお開きください。（5）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形ですが、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保して、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしました。真ん中の図ですが、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の

格差を是正するために活用するということにはしておりました。

次に、40ページをごらんください。（6）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかということを示していました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスに必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目の株式、大阪市が積み立ててきた基金、貯金については、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐことにしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角にあるように、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金については大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するということにはしていました。

その下、（7）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角ですが、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整をして、3つ目、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るということにはしておりました。

最後の（8）には特別区設置の全般について、主な質問・意見をお示ししています。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区については、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しております。また、42ページに記載のとおり、平成27年の住民説明会でいただいた全てのご質問と回答は大阪市のホームページで現在もごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。説明の途中スクリーン画面が乱れましたことをおわび申し上げます。

それでは、これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございます。また、司会者の指名を受けていない方の発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮ください。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名をさせていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会一回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者から依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは、右のブロックの前から3列目の方。

(市民)

加美南の〇〇〇と申します。

今いろいろと説明をいただいたんですが、大変詳しくて、逆に私どもなかなか理解できないというのが現状であります。そこで、今いただいておりますパンフレットの5ページの副首都化の推進という項目でちょっと意見を述べたいというふうに思います。

この副首都化を推進するために大都市制度の検討していくと。さらに総合区制度か特別区の制度か、このようなものを選んでいったらどうかというような意見かと思うんですけども、この副首都化というときにですね、一番最初に書かれてるのは世界で存在感を發揮する、そのような都市にしなきゃいけないということが書かれております。そこで、私どもですね、世界で存在感ある都市というのはどんなものかということなんですけれども、やはり今外国の方が大阪にもたくさん来られておりますけれども、大阪の昔からの文化、あるいは近代的な文化を含めて、あるいは大阪の人情、人の人情ですね、こういうようなものに引かれて、さらにまたヨーロッパで発生したようなテロとかがない安心安全の都市としての大阪ということであらねとるんじゃないかと思うんですね。そういうことがまさに世界に存在感を示すことになるんじゃないかと、こういうふうに思います。ですから、わざわざですね、副首都化をアドバルーンとして揚げなくても、今までのような人情あふれる大阪市を推進していくと。これは制度をいじらなくても可能ではないかと、こういうふうに思います。現に大阪市は聞くところによりますとスイス一国並みの予算があると、大きな予算があるということですので、そういう予算を利用すれば私たちに身近で便利な、そして安心安全の、そして子育てもできる、お年寄りも安心できる、こういう都市ができて、それが世界に存在感を發揮できるんじゃないか、このように思いますので、わざわざ住民投票をやるとかそのようなことをやるというのは、去年の5月にやったときも大変でですね、やっぱり住民間の、ちょうどこれ半々ぐらいですから、ですから分裂するというふうな状況になりますよね。そういうようなことは決してやってほしくない。圧倒的多数が賛成できるようなものにしてほしい、こういうふうに思います。

以上です。

(司会)

具体的なお意見ありがとうございました。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手のほうをお願いいたします。それではこちら左のブロックの3列目の左から3番目の方。茶色の、はい。

(市民)

市長に質問をしたいというふうに思ってます。制度改革については住民投票でも決着ついたらいいんじゃないかというふうに私は思ってます。そういう意味で、今説明がありましたのは制度改革をしたら住民福祉がよくなるんだという考え方を示されましたけれども、本来今の制度でも住民福祉を充実させることはできるというふうに僕は考えてます。だがしかし、市長は平野区の区役所の出張所、長吉出張所とか、そしてまた瓜破出張所とか、そういうところを全部閉鎖しましたね。その閉鎖するという事は住民に対するサービスが低

下をしていく。平野区は年寄りが多いものだから、区役所まで行くのは大変ですよ。この出張所が本来あって充実させるというのやったら話はわかりますけれども、それを廃止をしておいて教育や福祉を充実させるなんていうことについては信用できません。

それともう一つは赤バスの問題でも、本来走っておった赤バスを充実させるんやったら福祉につながりますけれども、それを廃止してバス路線を1時間に1本にしていく。そういうような大阪市の福祉行政に対する大きな疑念を持っています。そういう意味で市長に対してそのことについてどう考えるのか答弁をお願いをしたいというふうに実は思っています。

(吉村大阪市長)

出張所の話、それから赤バスの話が具体的に出ました。この住民サービスを充実させていく上で大事なこと、考えなきゃいけないことというのは、それがただでできるのであれば誰もなくす必要ないし、どんどん増やしていけばいいと思うんです。でも、これも別に僕がお金出してるわけじゃない、皆さんの大切な税をどう使うかということです。例えば赤バスであれば、本当に確かに使われてる方、人にとって、赤バスを常に使ってる方というのは物すごく大事かもしれません。でも、赤バスというのを見たときに、ほぼほとんど人が乗ってない、空気を運ぶようなバスだったわけです。物すごく大きな赤字があった。その物すごく大きな赤字は、じゃ、誰が負担してるのというのは、これもまた市民で負担してたわけです。ですので、この限られた財源の中で、確かに使われてた一人の方にとっては物すごく大事なものだということもわかります。でも、それが税で成り立ってる上で、財源というのはどんどん厳しくなってくる。じゃ、その赤バスというのは、これはもう今空気を運ぶような大赤字になってるんだったら、それはちょっと我慢してもらわなきゃいけないよねという判断を前の市長がされました。僕もそれを支持します。じゃ、バスというのは最適化はどうあるべきなのかということで、駅から何メートル以内にあるとかそういった一定のルールをつくってバス計画というのは再編します。それでも赤字が出てるところについてもちゃんと皆さんの税金を一定使ってバスを維持してるというのが今の現状です。ですので、財源というのはやっぱり限られてるんです。限られた財源をどうやって有効に使っていくのか、あるいはそれをどうやって有効に使っていく仕組みをつくるのか。皆さんの身近な声ができるだけ届く仕組みにしないと、やっぱりお金というのは無駄な使われ方、これまで大阪市もやってきた経緯がありますので、そういったものをなくしていくのが福祉の充実につながるんじゃないんですかということを僕は考えています。ですので、今回総合区と特別区というのは、少なくとも今のお父さんと僕の距離よりも、総合区長、それから特別区の区長のほうが近くなると思いますから、そういった近いところで物事を決めていける仕組みにしたほうが皆さんの大切な税というのは有効に使っていけるんじゃないでしょうかという問題意識を持っていますし、そのように考えています。

(司会)

マイクを持って。じゃ、マイクのほうのお渡しをお願いします。

(市民)

今市長の説明については納得できません。なぜかといいますと、バスは少なくとも地下

鉄の補助交通機関だというふうに思います。赤バスにしても路線バスにしても地下鉄と一緒に運営をしていくということが基本的には大事だというふうに思ってます。なぜかといいますと、地下鉄まで行くのに基本的にはバスを利用するのが圧倒的です。そういう面で、地下鉄のあの黒字をバスに補填をして、住民の足を守るというのが基本的な問題だというふうに思います。なぜかといいますと、行政が国民の、府民の、市民の足を守るということは大きな責任があるというふうに思います。ただ福祉の問題だけではないというふうなことを私は申し上げたいというふうに思います。

(司会)

ご意見として承ります。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは真ん中のブロックの2列目の方。

(市民)

最初の方ちょっと話聞いてたんですけど、この前の住民投票のときも結構やっぱり職場とか友人間、あるいは家族間で結構いろんな軋轢もあったと思うんですよ。いろんな意見の。一回やったらふだん話し合えへんことを議論できていいと思うんですけどね。前市長のとき一回限りという話を伺ってたんですよ。これを何回も、2回、3回とやっていくということになったら、特別区設置法やったら決まってないですよ。回数の制限に関しては。いうたら4回、5回ってずっと反対の者はずっと反対し続けなあかんわけですわ。逆に賛成の者は1回でも可決されたらいいわけじゃないですか。これ民意のあり方として公平なのかどうなのかなというのと思うんですけど、それはどういうふうにお考えですか。

(吉村大阪市長)

まず住民投票に行くまでの手続というのがあります。これは例えばすぐやりたいと言ってできるものじゃないんです。去年の5月17日、確かに反対が多数になりました。70万。一方で賛成も69万の方が賛成されました。これも大きなことだと思います。その後の11月の選挙のときに、そのとき私が言ったのは、要は前の特別区の住民投票はバツになったけれども、もう一回挑戦させてほしいというのを正面から訴えたわけなんです。反対の候補の方は、いや、もうあれは終わった話だと。終わらせるということで立候補したわけですね。お互い大阪市民の皆さんに問うたわけです。その上で、大阪市長の選挙の結果、60万票と40万票という形で僕を選んでいただきました。だから僕に特別区をもう一回やってくれと託してる人もたくさんいるというのもこれまた事実なわけです。じゃ、そうであれば、それをよりよいものをつくっていかうということも僕はまた民主主義だと思ってます。そして、僕自身が、じゃ、特別区やりますと言って決定できるんだったら、前の制度はおかしいとなりますけれども、それはできないんです。やっぱりこれは議会でもその土台をつくる場というので賛成していただかなきゃいけないし、案ができたときに議会にそれで住民投票にかけるといっても賛成してもらわなきゃいけないし、そして最後住民投票で賛成か反対か決まる。ちゃんとした民主的な手続というのがこれから必要になってきますから、そういった意味でそれを目指していくということは、住民投票をもう一回やらせてくださ

い、特別区やらせてくださいと言った僕がやることは、僕はむしろ民主主義にかなってるんじゃないのかなというふうに思います。反対の立場からしたら違うじゃないかと思われませんが、一方でこれはやれという人もたくさんいらっしゃるというのもまたご理解いただけたらなというふうに思います。そこにたどり着くには多くの手続が要するというのもまた事実だと思います。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。左のブロックの最前列の方。

(市民)

先ほど赤バスがなくなって便利が悪いかいろいろ言われたわけですが、それがために大阪全体の赤バスをなくすんじゃなくて、せっかく総合区になるのか特別区になるかわからないけど、何カ所かに分けて、区長が、新しい区長ができて、その区、その区で赤バスが必要やったら、例えば南区だったら南区で赤バス必要やったら動かすと。ほかの区は赤バスよりもこっちが必要だということで、その区、その区で、小さい単位でできるということは、こういう総合区か特別区かわからないけど、僕は今の大阪よりもよくなるような気がするんですけどね。言いたいのはそれだけです。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは次の方、挙手をお願いいたします。右のブロックの3列目の方。

(市民)

最初のときに大阪の人口の減少だとか高齢化してきてるとかいう説明があったんですけども、全国的にそういうことだろうと思うんですね。その中の大阪もそれにかかわる同じ状況が生まれてるということだったんだろうと思うんですけども、私今73ですけどもね。年がね。70になったときに高齢者のための敬老パスというのがあって、無料で利用できたんですよ。すごくうれしくて、ゴルフなんか行ったときにね、うちとこないになってるんで、これから無料で行けんねんということで自慢してたんですよ。確かにそれは本当にうれしいことだったんですよ。今はそれが有料という形で、一部、もちろん補助はあるんですが、お金は何ぼか出してもらわないかんよという形で変わってきて、ちょっと魅力がなくなってきたというので、周りで返却した方いますわね。もうやめたという方もいてるんですよ、パスについてはね。そんなんは、せっかく魅力的な大阪市だったのに、その魅力が1つ消えてしまったような気がしてならないんです。こういう魅力のある福祉というようなやつをやっぱり大事にしてほしいと。それをやっていただけたら市民はもちろんそうですけども、ほかのところから大阪市に住みたいというね、そういうような声が出てきてましたから。やっぱり福祉というのはもっと大事にしてほしいと思うんです。今の赤バスの話もちらっとありましたけれども、やっぱりあれも非常に年寄りを思いやった大切な取り組みだったと思うんですけども、繰り返しても仕方ありませんけれどもね。

たとえお金がかかったとしても一人一人大事にしてほしいというのを一番に置いてほしいんですよ。たとえそれが1人、2人であっても。人数が少ないからって打ち切らんとってほしいと。極端なこと言うたら、バスずっと走り回らすのは大変やからというのやったら、無料のタクシー券くれるとかね。何か方法を考えてでも救う手だてをやっぱり打ち切らんとってほしいというような思いなんです。長くなりました。これで終わらせてもらいます。

(吉村大阪市長)

敬老パスなんですけれども、確かに50円の負担をしていただいています。でも、あれも赤バスと一緒にただじゃないんですよ。実は税が入ってます。市民の皆さんが汗水垂らして働いて納めてくれた税を投入して、そして敬老パスというのは成り立ってます。当時負担をお願いしたときは、もうこれ100億円に行くんじゃないかというぐらい皆さんの税を投入すると、そんなところまで来てたので、あえて50円という負担をお願いしました。ちょっと考えていただきたいのが社会というのは、やっぱり高齢者の皆さんが築いていただきました。でも、働いている方がいらっしゃって、子どもたちもいて、それで全体で成り立ってると思うんですね。地下鉄についても、例えば小学生のお子さんが乗るときだってやっぱり半額は負担していただいているんですよ。きょうも小学生のお子さんいらっしゃいますけど、同じ地下鉄サービスを受けるのに半額やっぱり負担してくれてる。そうであれば、ゴルフ行った帰りかわかりませんが、50円は申しわけないですけども負担してくださいというのを僕らはお願いしてるんです。だから福祉を充実させていくのは大事だと思いますよ。でもお金が税で成り立ってるというところの中でやっぱりその制度というのは考えていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思います。赤バスでいったら、先ほどご意見ありましたけれども、確かに全市的に見れば、それはやっぱり廃止ということ判断せざるを得ないような状況だったと。前市長そうだと思います。僕が今どう復活するかと。全市の復活はもう無理です。でも、例えば高齢者の多いエリアの総合区の皆さんが、じゃ、赤バスをもう一回やろうと、似たようなことをやろうという声が大きくなってきたり、そういった区長を選ぶというのであれば、僕はその判断というのは1つあるのかもしれないけれども、全市でやるというのはやっぱり私自身で判断はできません。なぜならそれはやっぱり税がかかってますのでね。だから敬老パスについても、ちょっと50円の負担ですけども、それはぜひお願いしたいなと思います。それでも残りの分については現役世代が払ってくれてますのでね。それで成り立ってる。あれ50円で動いてるんじゃないんですよ。50円の足らず米は現役世代が納めてるんです。税という形で。なのでそういう制度だということをご理解いただきたいなと。要は財源というのには限られますので、限られた財源はどうやって使っていくんですか、もっと身近なところで決めていく仕組みがあったほうがいいんじゃないですかというふうに僕は思いますね。

(司会)

赤バス、敬老パスも大切、重要な施策でございますが、今回は総合区、特別区、新たな大都市制度に関する説明会でございますので、意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務や区の数、区割りについて重視される点など、総合区制度、特別区制度についてまたご意見、あるいはご質問なりを頂戴できましたら幸いです。

います。何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。それでは、右のブロックの前から2列目の方。

(市民)

先ほど総合区と特別区ということでご説明いただきまして、総合区の中で3区、5区、3つのグループに分けられる話と、特別区というのは従来の大阪都構想の中での話だと思うわけですが、前回の選挙のときに一応過半数を達しなかったということで、1万人の方が少なかったということは、69万の人は賛成していたということだと思うわけですが。そこで前回の選挙で決めてしまったことが、それがもう決まりだという考え方というのは非常に、これが本当の民主主義かなという感じはします。

そこで、先ほどの説明でお聞きした中で、その区の中で区長さんが選ばれて、区議会さんをそこで区の中で決めていくと。その中で、例えば先ほどのバスの問題ですとか福祉の問題ですね、そういったものをその地域に密着した、地域性というものがあると思いますので、その地域の中で決めていくということで、僕は広範のほうに、よりやっぱり市民に近い考え方は実際のそういった行政とかそういうところに反映されるのではないかなという考えをしております。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは次の方、挙手をお願いいたします。左ブロックの3列目の方。

(市民)

昨年の5月の住民投票で市民は大阪市存続を選択したのでね。これ決着ついた問題だと思っています。また同じことで市民を対立させたり分断させたりするのはやめていただきたいなと思っています。そして5区が前提の総合区についても私は望んでおりません。今でも区役所を利用するのに、以前は出張所で済んでいた用事が、出張所がなくなったことで不便になり、またサービスセンターではできない手続が多くあってですね、やっぱり本庁まで出向かないとだめだったり以前に比べて大変不便になっていると感じています。それが合区されて、区役所が例えばほかの地域に移ればもっと不便になるのではないのでしょうかと思っています。それとですね、先ほど市長の回答の中に、限られた財源、税金の使い方というお話もありましたけれども、カジノ誘致に私たちの大切な税金を使うのではなくて、黒字の地下鉄を民間に売らずにもっと市民目線で行政をやれば市民サービスの向上にもつながるのではないかなと思うし、税金の使い方をもっと考えていただけたらなと思っています。

(松井大阪府知事)

今ご意見がありましたけれども、ある特定のそういう政党はよくカジノに税金使うと言いますが、カジノに税金は一切使いません。これは民間が投資する話なので、皆さんの税金がIR、カジノ——カジノ、カジノといいますけど、これ統合型リゾートですから。特定の政党がこういう間違っただけの情報を流布してましますけど。これだけははっきり言えます。



I R、カジノには一切税金使いません。逆です。民間事業者が大阪に投資してくれるんです。その額は、もしできるとすれば民間のお金が5,000億から1兆円大阪に投資されると。税金は一切そちらには入りませんから。そこはご心配いただかないようにしてください。

(吉村大阪市長)

それともう1点なんですけど、これは仮に総合区、特別区にした場合に、先ほど区役所がなくなるというふうにおっしゃられたんですけど、これは窓口として受け付けてる区役所機能というのは残りますのでね。ですので総合区にして1つしか窓口がなくなるというんじゃないですから。これは今後詳細設計していきますけど、そういった意味で誤解されないようにしていただきたいなというふうに思います。

(司会)

それでは、ほかにご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。じゃ、左のブロックの3列目の。

(市民)

今カジノ問題が出てきましたけれども、カジノで成長戦略をやるということ自体がもつてのほかだと思えます。なぜかという、博打で経済を成長させる行政というのは本当に最低の行政だというふうに私は思います。

(司会)

申しわけございませんが今回の総合区制度の話なので、カジノはまた別の機会にちょっとお話しただけたらと思います。

(市民)

知事がそう言いましたから。

(松井大阪府知事)

ご質問いただいている方は、日本にはもうそういうギャンブルはないんですかね。僕は日本にギャンブル一切ないんならそんなことは言いません。今依存症対策でも一番問題になっているのはパチンコでしょう。ご主人はパチンコ行ったことはないんですか。

(市民)

ない。

(松井大阪府知事)

だからそういう人もいるけど、行ってる人がいっぱいいるんです。だから、依存症対策はきちっとやります。だからってこれだけじゃだめだという一部凝り固まった意見をここで流布するのはやめてください。

(市民)

そしたら知事は……

(司会)

ちょっと申しわけございませんが今回は何か意見……

(市民)

今意見言いましたけれども、税金は一切使わないと言いましたけれども……

(司会)

申しわけございませんが制度に関する説明会でございますので、カジノについては申しわけございませんがちょっと質問は控えていただけますでしょうか。

(市民)

税金を使うのも制度の問題だから。

(司会)

でも直接的に今回の説明会との関連ではございませんので、申しわけございませんがそのご質問についてはまたの機会にしてください。

(市民)

またの機会があるのですか。

(松井大阪府知事)

政治的主張は我々政治家として大阪府域、市域のエリアで我々政治主張はやりますから。そこでも我々は一般の皆さん、参加いただいた皆さんの意見は全て聞いてお答えをします。またの機会はこれから何度もあります。

(司会)

それでは、ご意見、ご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。真ん中の列の2列目の。

(市民)

今回総合区と特別区の話をお聞かせしてもらったんですけど、一回否決されてますよね、特別区。流れ的にはいうたら緩やかなのが総合区で、特別区ってがらっと変わってしまうとか、制度的にも市町村の形が変わるじゃないですか。とりあえず一回否決されたんやったら、その緩やかな総合区から始めて、それでもコストがかかるとかふぐあいがあるとか都構想じゃないとできひんことがあるんやったら進めるというのが筋なんちゃうなと思うんですけどね。でもきょうの朝刊見させてもうたんですけど、また都構想の住民投票してから、否決されたら総合区の議論をするという話、松井知事おっしゃってたという、ち

よっと朝刊で伺ったんですが、何か逆ちゃうかなという思いはあるんですけど。一回否決されたんやったら、先一回総合区をやってみて、うまいこといかんとか総合区がまとまらんのやったらもう一回都構想という話に行くのが筋なんじゃないのかなと思うんですけど、どうですか。

(松井大阪府知事)

それはちょっと誤解があります。総合区というのは市議会で決定いただきますので。これは合区をしながら、今の行政区以上の権限を持たせたそういう総合区をつくっていこうというのは市議会、市長と市議会で決定されることなんです。だから、それは市長と市議会で決定されるので、総合区でとりあえずは一度やってみようよという人たちは、多分特別区の住民投票を行っても、いや、特別区じゃなく総合区でいいからということで特別区をバツにされると思います。だから、総合区は成り立たせる中で、我々はよりベターは特別区と思ってるので。我々はね。だから、その後で住民の皆さんにご判断いただきますので、その総合区がもうこれで十分、今の行政区よりは権限もその地域に近い行政体ができたらそれでいいという話でしたら、もう特別区についてはバツだという話になります。順序とすると、総合区から順番に特別区に、皆さんに判断いただくということになります。

(司会)

それでは、右のブロックの4列目の。

(市民)

先ほど知事とはトイレで横になりましてですね、知事ともご縁があるかなと思って。くさい仲なんです。私この説明会たくさん聞かせていただいたんですけどね。どこに行っても全て住民投票を二度とやってほしくないという意見がたくさんありますよね。きょうも大半の人が住民投票を住民感情を分断するのでやめてほしいという意見がどこ行ってもあります。今回もたくさんあったので、やはりそうなんだなということを私つくづく思っています。それと、特別区、総合区に関する意見募集ということで、意見はほとんど一回決着がついてるものについて二度とやってほしくないという意見が出てるんですが、先ほどの男性の方がおっしゃられたようにきょうの日経の朝刊は、まず総合区をやってみて、それから特別区設置の住民投票をもう一度やるというようなことは、たしか知事の発言ということで出てましたよね。それは合ってますよね。今おっしゃったように、知事ね、総合区でやってみて、それがよかったという人は特別区設置のための住民投票を入れてもそっちに入れるでしょうと。だからこれはやり方としては正しいというように今おっしゃったんですが、総合区ができ上がってから一体何年総合区をですね、大阪市の中で実施するんですか。それをまず聞かせていただきたいと思います。

(松井大阪府知事)

今民主主義のお話しされましたけれども、総合区というのは今の行政区の合区ですから、大きく変わるものではありません。まさにこの大阪市内でも行われた東区と南区が一緒になって中央区になった、大淀区と北区が一緒になって北区になった。要はそこに新たにち

よっと権限を移していこうという話ですから。大阪市役所は残りますから。現状よりは行政区に少し力のある行政区ができ上がるということだけです。総合区の議論というのは、だから市役所が残る中での、総合区というのは行政区の話ですから。だから行政区を合区した形で、それでも十分だろうという人は、特別区というのは皆さん方で区長を選び区議会議員をつくって予算編成権を持つ区をつくるわけですから、がらっと変わります。だから行政区というのは形を決めれば、その後特別区の住民投票して、もう合区でいいじゃないのという人は特別区は反対になると。そして今おっしゃった、民主主義の話されますけど、じゃ、先ほど吉村市長も言ってましたけど、5月17日確かに否決ですけど、じゃ、11月22日、僕たちを当選させなければ特別区の話はあそこで終わったんです。どちらかが、吉村市長が違えばあそこで終わってたんです。でも、圧倒的な勝利をしました、吉村市長は。この民意は、ご質問いただいている方はどう思われるんかなと。それが公約ですから。公約を守る、政治家として当然のことです。だから吉村市長を当選させて、僕を当選されたというのが大阪の民意。吉村市長の公約はもう一度設計図をつくり直させてほしいと堂々と言ってました。これは僕らは公約を守っていきます。

(司会)

申しわけございません、ちょっと司会のほうから一言言わせてください。今回の意見募集・説明会は新たな大都市制度についての説明を行った上でご意見を伺う場でございまして、制度の中で優劣を決める場でもなければ制度の選択をする場でもございません。何か結論を出す場ではございませんので、議論、討論、そういったものについては控えていただきたいと思っております。

(市民)

いいんですよ。私そんなこと言ってるわけじゃなくて、住民投票またやると言ってるのは、制度上やれるのやったらしようがないやろうと私は思ってるんです。ただ、知事に聞きたいのは、今おっしゃられたように総合区でやってみて、それで、それでいいと思った人は特別区設置のための住民投票をしたときにペケにするでしょうとおっしゃいましたよね。総合区はだから何年やるんですかという。やって、総合区で決まったところで、5年や10年総合区を実際動かしてみんとそれがええのかどうかかわからんでしょう。だからメニューだけ見せられて、こっちのメニューがええのかこっちのメニュー、両方ともみんな食べたこともないねんから。だから食べさせてくれるんやったら5年か10年ぐらいしっかりと味わわせてもらってからね、そしたら、いや、総合区はあかんかったねと。じゃ、言うように、松井さんはもうおらへんやろうけれども、知事が言うてはったように特別区がええんちゃうか、そのころでないと結論出ませんよ。

(松井大阪府知事)

それはおっしゃることわかります。わかりますけど、僕らは期間を決められて首長やってるんです。僕らがやらなければならないのは、自分の任期内に掲げた公約を実現するのが政治家なんです。僕と吉村市長はあと3年なんです。この3年間で掲げた公約を実現する。3年以上先のことを言っても、それは僕たちは無責任じゃないですか。だからそうい

う形をとらせていただいと、とらせてもらいたいということを訴えてるだけです。

(司会)

それではほかにご意見、ご質問のある方おられますでしょうか。それでは右のブロックの3列目の通路側の方。

(市民)

今の方の質問と一緒になんですけれども、総合区、それから特別区、これきょうの説明では2つが並列して書いてあるんです。それで、一瞬私はこの2つをどちらを選ぶのかみたいな形での住民投票が行われるのかというふうに思ってたんですけど、先ほどの方の質問、そして理解されてるのは恐らく、それから知事もおっしゃいましたけれども、最初に、総合区は市でできるんだから、だからこれでやりますと。それでいろいろ3年間ありますけれども、その期間、総合区してから、そのときは住民投票何もやらないで、しばらくして、3年以内ですけれども、任期内だから住民投票についてはやって特別区を問うと、こういうふうに理解していいんでしょうか。

(松井大阪府知事)

手続的に3年間でどういう手続をするということを言わせていただいたら、今おっしゃるとおりです。

(司会)

それでは、申しわけありませんが時間がまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思いますので、ご質問、ご意見のある方、挙手をお願いします。それでは、右のブロックの3列目の真ん中の。

(市民)

総合区、特別区ということの説明ということが今回の趣旨だったんだと思うんですけれども、私は勉強不足でね、今の大阪市の24区でやってる現在の大阪市、これでいいんじゃないかなという思いがあるんですけど、どうその差が出てくるのかね。実際に私たちにとってといいますかね。それがやっぱり納得できてない、理解できてないというところがあります。最初に説明ありましたように大阪市はでっかいんですよ。すごくたくさんの方が住んでるんですよ。それを1つの大阪市がやるということは、これはもう大変なことなんですよ。だから5つに分けてとかもうちょっと分散してやればもっとよくなるんじゃないかというように話だったような気がするんですが、それじゃ、今ある24区を生かしてもらって、その意見をもっと吸い上げてくれるような大阪市の動きというのを、それでカバーできるんじゃないかなという思いもありますので、なかなか現状では説明がこちらまで来ませんので、どう違うのか、そこら辺の説明を今後もう少し深く、現在の大阪市とどう変わっていくのかということの説明をお願いしたいなと思います。意見です。

(司会)

ありがとうございました。

時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会はほかの会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、ほかの会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、後日、区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。